

JITCO 保険ご加入者 各位

三井住友海上火災保険株式会社

【ご案内】JITCO 保険の運用の一部見直しについて

～技能実習第3号被保険者プラン<一時帰国2か月まで>の終了と、一時帰国時の手続き簡素化～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

JITCO 保険の契約幹事会社を務めております三井住友海上火災保険(株)です。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、技能実習制度の変遷に対応する形で JITCO 保険も内容の充実を図って参りましたが、今般、そのうちの『技能実習第3号被保険者プラン<一時帰国2か月まで>(以下、「本プラン」とする。)』[※]の運用を終了することといたしました。また、本プラン終了と併せて、その他の運用についても以下の通り一部変更することといたしますので、重ねてご案内申し上げます。

※第3号技能実習移行時の一時帰国要件を踏まえ、2ヶ月までの一時帰国をされる予定の方に限り2ヶ月分の保険料を差し引き、かつ一時帰国期間が2ヶ月までは保険契約が失効とならないプランのことを言います(別紙をご参照下さい)。

敬具

記

1. 実施日： 2023年10月1日申込分より(以降に加入申込をされた場合、2. 実施事項が適用されます)
2. 実施事項：
 - 本プランの運用を終了し、通常の技能実習第3号被保険者プランへ一本化
 - 技能実習1号～3号および特定技能1号の一時帰国時における手続きの簡素化
 - ・一時帰国期間が30日を過ぎても、再入国後は保険契約が継続します(失効となりません)
 - ※一時帰国後、母国での補償はあくまで30日間となりますので、ご注意ください
 - ・実施日以降、新規ご加入分だけでなく、すでにご加入いただいている契約にも適用されます
3. 加入者においてご対応いただくこと：特にございませぬ。(本プランに加入されている場合は、一時帰国期間2カ月を超過する場合においても保険契約が失効となりませぬ)
4. 見直しの背景：

当時、大多数の方は2ヶ月以内の一時帰国であるという想定に基づき、2021年8月1日に本プランを導入しました。その後、当社として2ヶ月という期間の有効性が確認できておらず、また、水際措置の緩和により外国人の入国が増加する中で、被保険者の出国、再入国について一時帰国期間の実態把握が困難なケースも多く、同取扱は終了することが妥当であると判断いたしました。

また、上記の通り一時帰国期間の実態把握が困難なことから、一時帰国プランの終了と併せて、技能実習1号～3号および特定技能1号の一時帰国時における手続きの簡素化を実施します。具体的には、一時帰国期間が30日を超えても再入国後は契約が継続し、失効することのない運営へと変更させていただきます。なお、一時帰国後、母国での補償はあくまで30日間となります。

<本件に関するお問い合わせ先>

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第一課

TEL : 03-3259-3017

※受付時間 平日 9:00~17:00 (土日・祝日は休業させていただきます。)

以上

<ご参考>本プラン運用開始時のご案内文（再掲）

2021年8月吉日

技能実習3号（一時帰国期間2か月まで）取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当社業務につきましては平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年9月の規則改正により、技能実習3号移行時における一時帰国要件（一時帰国1か月以上1年未満）の柔軟化に対応するため、2021年8月1日申込分より、下記の通りプランを追加させていただきます。今回の変更へのご理解を賜りますとともに、引き続き同保険をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

新プラン名：技能実習生（3号）<一時帰国2か月まで>

対象：技能実習3号移行後に一時帰国予定の方

保険料の改定

<現>保険料：保険期間

↓

<新>保険料：保険期間-2か月（一時帰国期間）※

※一時帰国期間の保険料を差し引くため、現行よりも保険料がお安くなります。

なお、一時帰国期間が2か月を超える場合については、ご加入の契約を解約し、再加入をおすすめします。

一時帰国期間2か月までの加入方法

① WebのTOP画面 「技能実習生（3号）<一時帰国2か月まで>」を選択

② 加入依頼画面 現行と同様（一時帰国期間記載不要）

保険期間 3か月～27か月

以上